

公益法人 東京都臨床衛生検査技師会

東京都医学検査学会規程

(目的)

第1条 東京都医学検査学会（以下「学会」という。）は、公益法人東京都臨床検査技師会（以下「この法人」という。）が定款第3条に基づき、会員による倫理の高揚並びに資質の向上を図るための研究成果発表、討論及び情報交換の場として開催するものであり、その運営はこの規程の定めるところによる。

(開催及び運営)

第2条 学会はこの法人が主催し、原則として毎年1回開催するが、他の学会（日本医学検査学会・首都圏支部学会）をこの法人が担当する年度は東京都医学検査学会を開催しない。

2 前1項の学会の開催及び運営に必要な事項はこの規程の細則に定める。

(学会長推薦委員会)

第3条 学会長は開催前年度4月に学会長推薦委員会を設置し候補者を選出する。

2 学会長推薦委員会は下記に示す人員にて構成し、委員長は委員の互選による。

1) 都臨技理事より2名。理事会構成員から選出する。

2) 学術研究班より2名。学術部研究班班長から選出する。

3) 支部幹事より2名。支部幹事から選出する。

3 本委員会は学会運営部が招集する。

4 学会長推薦委員会は、次年度学会長の候補者を理事会に推薦する。

5 委員の任期は当該年度学会長決定までとする。

(学会長決定)

第4条 学会長は推薦候補者より、理事会承認を経て決定される。

(学会長の役割)

第5条 上記により選出された学会長は当該する学会を主宰する。

2 学会長は学会企画委員会・学会実行委員会（第5条）を運営する。

3 学会長は実行委員長および事務局長を指名する。

4 学会長が職務を遂行できなくなった時は、理事会にて代行者または後任者を決定する。

(学会運営委員会)

第6条 この学会の企画・運営のために運営委員会として、学会企画委員会・学会実行委員会を設置する。

2 学会運営委員会は学会運営部と連携を密にし、次の各号について協議し学会の企画運営の大綱を纏め決定する。

- 1) 学会会期、会場
- 2) 学会の方向性
- 3) 学会企画
- 4) 学会展示
- 5) 学会プログラム・編集
- 6) 学会運営
- 7) その他、学会開催に必要な事項

(学会企画委員会)

第7条 学会企画立案のため学会企画委員会（以下、企画委員会という）を設置する。

- 2 企画委員会は次の人員にて構成し、学会長が統轄する。
 - 1) 学術研究班より2名以上。学術部研究班班員から選出する。
 - 2) 地域保健事業共済部より2名以上。地域保健事業共済部理事から選出する。
 - 3) 学会長が推薦する会員若干名。
 - 4) 学会長を含め合計は原則10名以内とする。
- 3 企画委員会は学会長が招集する。
- 4 学会長は必要に応じて、学会運営部に対し委員会への出席を求めることができる。
- 5 企画委員会は学会の内容を企画し、予算案とともに理事会に提出する。
- 6 企画委員会は企画立案終了後、学会実行委員会（第8条）に移行する。
- 7 企画委員の任期は当該学会が終了するまでとする。

(学会実行委員会)

第8条 学会を円滑に運営するために、学会実行委員会（以下、実行委員会という）を設置する。

- 2 実行委員会は次の人員にて構成する。
 - 1) 学会企画委員
 - 2) 各学術研究班より1名
 - 3) 地域保健共催事業部理事
 - 4) 学会長が推薦する会員若干名。
- 3 実行委員会は学会運営部と協力し、学会運営にあたる。
- 4 実行委員会は当日必要な実務委員を選出できる。
- 5 実行委員の任期は当該学会が終了するまでとする。

(学会の告示)

第9条 学会運営委員会は、この法人のホームページ及び会誌「都臨技会誌」誌上をもって次の事項を明示するものとする。

- 1) 学会会期、会場、学会長名、実行委員長名及び事務局長名
- 2) 演題申込受付期間
- 3) 抄録受付期間
- 4) その他必要事項

(発表者の資格)

第10条 一般演題発表者は、この法人の会員、及び、細則に定められた者とする。ただし学会企画委員会もしくは学会実行委員会が特に認めた者はこの限りでない。

2 会員外の筆頭発表者、共同発表者及び学会入場者は、細則で決めた事項を遵守し学会に参加できるものとする。

(学会参加費)

第11条 学会参加者は、学会参加費を支払うものとし、その額及び免除は学会企画委員会もしくは学会実行委員会で決定する。

2 学会役員ならびに実務委員も学会参加費を支払うものとする。

3 この法人の会員が、学会における講師、座長、司会等を行う場合も参加費を徴収するものとする。

(報告)

第12条 学会長は学会終了後3ヶ月以内に終了報告書および収支決算書を理事会へ提出する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

平成25年6月19日制定